平成２５年（再イ）第８８号

埼玉県ふじみ野市緑ケ丘２丁目19番８号

再生債務者　藤野　　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月２日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１２２号

大阪府高石市西取石３丁目８番８―856号

再生債務者　山田　善一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月２日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２５号

青森市富田５丁目５番28号

再生債務者　齊藤　　雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月３日

青森地方裁判所民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第５９号

愛知県豊田市竹元町南嶋154番地１　ユーポ竹元201号

再生債務者　深谷　慎吾

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年４月３日

名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

和歌山県海草郡紀美野町下佐々212番地４

再生債務者　藤田　倫成

1　決定年月日時　平成26年４月３日午後１時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月１日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月８日から平成26年５月22日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００９５号

千葉県浦安市猫実５―５―19―202

再生債務者　太田　政晴

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年４月15日まで

平成26年４月１日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１０号

京都府長岡京市緑が丘28番５号

再生債務者　渡邉　浩史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月３日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

秋田県潟上市天王字追分西53番地30

再生債務者　松橋千萬喜

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月２日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第１号

三重県津市久居小野辺町2022番地３

再生債務者　山口　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月３日　　津地方裁判所再生係

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 26 年３月 31 日

国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　太田　昭宏

第29条第１項の表中「$\frac{41.20}{1,000}$」を「$\frac{41.54}{1,000}$」に、「$\frac{46.60}{1,000}$」を「$\frac{46.26}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{46.60}{1,000}$」を「$\frac{46.26}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記医療法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

甲は平成二十五年九月十日に、臨時評議員会ならびに理事会の承認決議を得て合併を決定し、乙は平成二十五年九月十二日に、臨時評議員会ならびに理事会の承認決議を得て合併を決定し、平成二十六年三月二十日に厚生労働省の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨をお申し出ください。

平成二十六年四月十一日

愛知県名古屋市中川区法華一丁目一六二番地　（甲）医療法人名古屋放射線診断財団
理事長　岩田　　宏
東京都文京区本駒込六丁目二五番四号中居ビル三階　（乙）医療法人財団偕朋会
理事長　山田　哲也

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十六年三月三十一日徳島県知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十一日

徳島県板野郡藍住町笠木字西野五〇番地一　（甲）医療法人凌雲会
理事長　稲次　正敬
徳島県徳島市富田浜三丁目八番地　（乙）医療法人悠久会
理事長　野田　保人

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

なお、この合併について平成二十六年三月三十一日徳島県知事の許可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十一日

徳島県徳島市北島田町一丁目四五番地二　（甲）医療法人三成会
理事長　佐々木利英
徳島県徳島市北島田町一丁目四六番地一一　（乙）医療法人華の都クリニック
理事長　笹田　哲司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年四月十一日

東京都渋谷区東一丁目一四番四号
合同会社Ｆａｉｒ　Ｆｕｎｄ
代表社員　伊澤　諒太